

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新 聞	解禁日等は特にありません

『第5回 西川利用対策会議』



不法船舶対策の計画策定手順 と今後のスケジュール



平成22年6月18日
国 土 交 通 省
遠賀川河川事務所

昨年度から開催させていただいております「西川利用対策会議」も今回で第5回目を迎えます。前回（第4回）は、遠賀川河口域の不法係留船対策の“基本的な考え方”および“今後のスケジュール”等についてご提案し、皆様に一定のご理解を得られたものと考えております。

そこで本年度は、この提示案を基本とし、さらに地元住民や水面利用者の方々のご意見を踏まえ、行政関係機関から構成される「遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）」で不法係留船対策の計画を決定し、次年度（平成23年度）から、本格的に不法係留船の取締りや撤去を段階的に実施していきたいと考えております。

このため、「第5回 西川利用対策会議」では、本年度設置される「遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）」と「西川利用対策会議」との関連についてご説明するとともに、今年度の作業スケジュール等を地域住民や水面利用者の方々にお示しし、計画策定手順についてご理解をいただく予定です。

つきましては、報道関係の方々にご参加いただき、不法係留船対策に係わる計画策定手順等についてご理解いただくとともに、検討内容を広く市民の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

記

1. 日時 平成22年6月23日（水） 16:30～18:30
2. 場所 河口堰管理支所 遠賀川河口館（水巻町猪熊 10-7-1）
3. 議題
 1. 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）の骨子とその役割について
 2. 今後の西川利用対策会議のあり方について
 3. 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）
と西川利用対策会議との役割について
 4. 平成22年度の不法係留船対策の主なスケジュールについて
4. 連絡先 遠賀川河川事務所 占用調整課 担当：高橋、松村
TEL 0949-22-1830（遠賀川河川事務所）
093-201-1675（河口堰管理支所）

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所

TEL 0949-22-1830

占用調整課

課長 高橋(内線 341)

係長 松村(内線 342)

～西川利用対策会議とは～

遠賀川は九州北部を代表する河川であり、多くの方々に水と親しむ憩いの場として幅広く利用されています。しかし、バブル期にプレジャーボートの所有が増加した結果、河口部周辺の河川区域内特に西川において、多数の船舶（H20現在：630隻）が係留されるようになりました。この為、周辺地域の住民に対する騒音やゴミなどの被害が大きな問題となっています。

また、河川に係留された船舶は、台風や大雨高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物となり、護岸等を破損する原因ともなるなど、大きな災害をもたらす可能性が高いことから、河川管理上も大きな問題となっています。

このため、国土交通省遠賀川河川事務所では、遠賀川水系（特に西川）を今後、係留船重点撤去区域に指定するなどにより秩序のある安全な河川空間にしていこうことを目標としています。重点撤去区域に指定された水域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するために、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。

その第一歩として、地域の住民が、安全で快適に川を利用することができるようにする為、様々な議論を行い、よりよい西川のあり方を模索・検討していくための、国、自治体（芦屋町・遠賀町）、地域住民、漁協、船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を実施しております。

－開催経緯－

第1回 平成21年 5月27日

第2回 平成21年 8月26日

第3回 平成21年11月13日

第4回 平成22年 3月11日

◆平成22年6月23日に開催予定の第5回西川利用対策会議では、下記の内容を主に説明・議論する予定です。

1. 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）の骨子とその役割について
2. 今後の西川利用対策会議のあり方について
3. 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）と西川利用対策会議との役割について
4. 平成22年度の不法係留船対策の主なスケジュール（案）について

◆なお、会議に利用する主な資料は、下記に示すものとなります。



1. 遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）の骨子とその役割

遠賀川河口域利用対策協議会（仮称）は、“計画的な不法係留船対策の促進”を図るために、国土交通省河川局の通達を踏まえ設置します。

◇協議会の役割

1. 不法係留船対策の計画内容に対して意見を述べ、計画決定を促す役割
2. 不法係留船を受け入れる施設を設置する者（民間も含む）を占用主体（河川敷地を利用することが可能な者）として認否する役割

◆遠賀川河口域利用対策協議会 (仮称)メンバー

- ・学識経験者
- ・福岡県
- ・芦屋町
- ・遠賀町
- ・福岡県警察
- ・国土交通省

+

◇オブザーバー (必要に応じ適宜参加)

- ・福岡県 (関係各課)
- ・北九州市 (関係各課)
- ・海上保安庁
- ・水巻町 (江川部分)
- ・(財)日本海洋レジャー安全・振興協会 など

2. 今後の西川利用対策会議 のあり方

西川利用対策会議の名称変更

不法係留船対策は、遠賀川下流部全体で検討する必要があるため
名称の変更を行う。

西川利用対策会議

名称変更

遠賀川下流部利用者会議(仮称)

西川利用対策会議の考えた方を継承しつつ、遠賀川下流部全体のことを議論して行きます。

遠賀川下流部利用者会議(仮称) のスケジュールについて(案)

平成22年度

6月23日 **第5回 西川利用対策会議の開催**
→協議会の骨子と今後の西川利用対策会議についての説明

9月頃 **第1回 遠賀川河口域利用対策協議会(仮称)の開催**
→協議会の立ち上げと計画検討内容の確認

11月頃 **第1回 遠賀川下流部利用者会議(仮称)の開催**
→最終(案)に対する意見聴取

1月頃 **第2回 遠賀川河口域利用対策協議会(仮称)の開催**
→不法係留船対策の計画内容の決定

2~3月 計画の公表 (九州地方整備局長公告)

遠賀川下流部利用者会議(仮称)メンバー

- ◆住民代表
- ◆遠賀漁業協同組合
- ◆船舶利用者
- ◆河川利用者
- ◆地元市町村
- ◆事務局

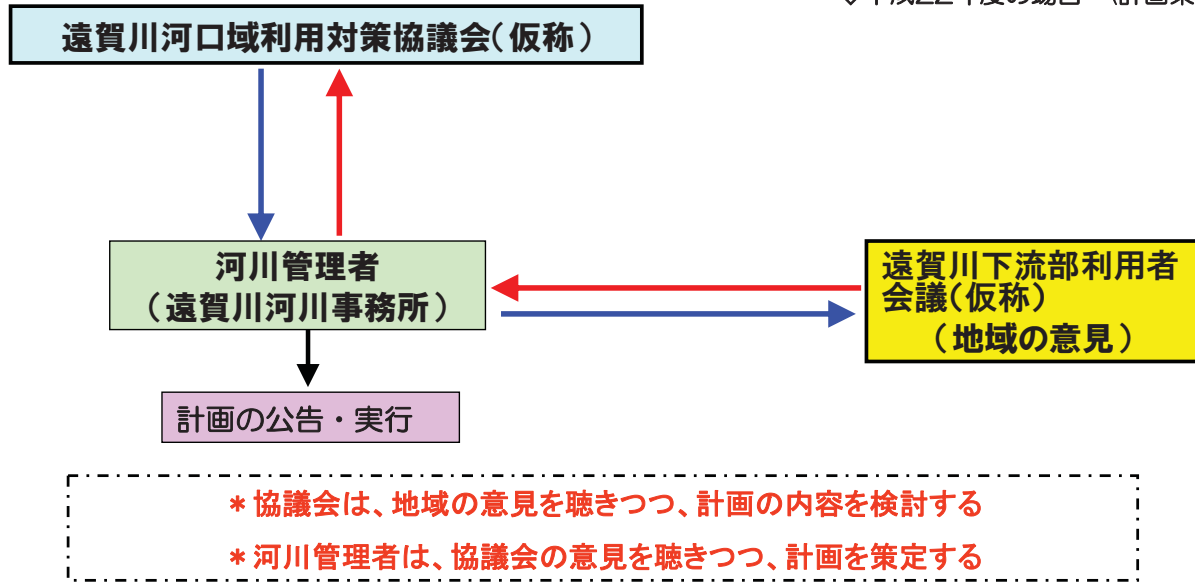
(参考) 昨年度の"西川利用対策会議"スケジュール

- | | | |
|-----|-------------|------------------------|
| 第1回 | 平成21年 5月27日 | 不法係留船の問題と一般的な対策について |
| 第2回 | 平成21年 8月26日 | 先進地事例にみる不法係留船対策について |
| 第3回 | 平成21年11月13日 | 実態調査における不法係留船の現状 |
| 第4回 | 平成22年 3月11日 | 遠賀川における不法係留船対策(素案)について |

3. 遠賀川河口域利用対策協議会(仮称)と 遠賀川下流部利用者会議(仮称)との役割

遠賀川下流部利用者会議(仮称)は、地元住民・利用者らの意見を不法係留船対策の中に反映させていくための『地域の意見』を聴く場として位置づけたい。

◇平成22年度の場合 (計画策定)



4. 平成22年度の不法係留船対策 の主なスケジュール(案)

1. 遠賀川河口域利用対策協議会(仮称)の開催(H22.9 H23.1)
2. 遠賀川下流部利用者会議(仮称)の開催(H22.11)
3. 西川高水敷に放置されている船舶の再警告
4. 実態調査による再確認
5. 遠賀川河口部における保管施設の占用条件の検討
6. 受け皿となる施設情報の提供
7. 計画周知の実施

西川高水敷に放置されている船舶の再警告 (H22.8月頃再警告)

昨年度3月に西川高水敷に放置された船舶(所有者不明)に対して警告を実施しています。

8月に再度、警告を実施いたします。

告

この船舶は、河川管理上支障となっていますので、所有者は直ちに河川区域外に撤去して下さい。

もし、撤去されずにこのまま放置されているときは、遠賀川河川事務所において必要な措置を講じます。

告知文設置日 平成22年3月17日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市清堤1丁目1-1
電話 0949-22-1830 (代)
ファクシミリ 0949-23-3487
メールアドレス onga@nsl.mlit.go.jp

平成22年3月に警告した警告文

と主な警告文の設置状況



実態調査による再確認 (H22.9頃実施)

昨年9月末に遠賀川河口域(西川、遠賀川本川、汐入川、江川、戸切川、吉原川)において不法係留船実態調査を実施し、880隻の船舶を確認しています。

本年度についても、再度、9月頃に実態調査を行います。

遠賀川河口部における保管施設の占用条件の検討 (H22.10頃まで検討)

不法係留船対策として、既存の係留保管施設を活用することが重要です。

そこで、遠賀川河口部にあるマリーナ(民間事業者)については、**一定の条件**に従って河川占用を実施すれば、“**不法係留船を受け入れる施設を設置する者**”としての認否を行います。

受け皿となる施設情報の提供（適宜情報提供）

不法係留船対策を進めるためには、船舶所有者に河川内に係留することが不法であることや、移動先（受け皿）となる係留施設の情報を提供していくことが望まれます。

そこで、インターネット（ホームページ）を活用して各情報を適宜、提供していきます。

計画周知の実施（H22.8、H23.2～3）

船舶所有者に、不法係留船対策（重点的撤去区域の設定）が実施されることを周知するために、看板の設置、船舶所有者への情報提供などを実施します。